

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年12月2日(2010.12.2)

【公表番号】特表2010-507400(P2010-507400A)

【公表日】平成22年3月11日(2010.3.11)

【年通号数】公開・登録公報2010-010

【出願番号】特願2009-532898(P2009-532898)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/82 (2006.01)

A 6 1 F 2/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 29/02

A 6 1 F 2/06

【手続補正書】

【提出日】平成22年10月14日(2010.10.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

管状のグラフト材料と、グラフト材料を補強する材料とを含むステントグラフトであって、補強材料は少なくとも二つの独立した部分を有し、各部分は材料の連続的な構成要素(integral piece)を有し、補強材料の各部分は管の長軸方向と実質的に平行な螺旋を形成し、

グラフト材料の補強の不連続性を防止するため、補強材料の第一の部分が第二の部分と接触するか、可能な限り近接する、ステントグラフト。

【請求項2】

二つの螺旋が一系統の螺旋を形成しており、第一の螺旋と第二の螺旋の間に間隙ができるように取り除かれた部分があり、ステントグラフトの長さ方向に沿って剛性が減少した領域が形成されている、請求項1記載のステントグラフト。

【請求項3】

間隙が、補強材料の直径の6分の1から2分の1である、請求項2記載のステントグラフト。

【請求項4】

補強材料の各部分が各末端に固定ループを有する請求項1～3のいずれかに記載のステントグラフト。

【請求項5】

補強材料の三つの部分、一つの中間部分と、二つの末端部分を有する請求項1～4のいずれかに記載のステントグラフト。

【請求項6】

ステントグラフトの長軸方向に沿った直線において測定した各末端部分の長さが、ステントグラフトの全長の5%～33%である、請求項5記載のステントグラフト。

【請求項7】

ステントグラフトの長軸方向に沿った直線において測定した2つの末端部分の長さは、実質的に同じ長さである、請求項5または6に記載のステントグラフト。

【請求項8】

ステントグラフトの長軸方向に沿った直線において測定した各末端部分の長さは、ステントグラフトの全長の約 20 %である、請求項7記載のステントグラフト。

【請求項 9】

補強材料が 2 つの部分のみを有するステントグラフトにおいて、ステントの長軸方向に沿った直線において測定した 2 つの部分の長さが実質的に同じである、請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載のステントグラフト。

【請求項 10】

請求項 1 ~ 9 のいずれかに記載のステントグラフトの胸部動脈への移植。